

金沢市における特殊建築物の位置について

建築基準法第 51 条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 (m^2)	摘要
					主要用途（処理能力）
株式会社 湊プラント工業 湊 1 丁目処理工場	金沢市 湊 1 丁目	22 番 3 22 番 4 22 番 6 22 番 8 22 番 9	宅 地	11,030 m^2	破碎施設 ・廃プラスチック類 (90.1 t / 日・16 時間) ・木くず (181.5 t / 日・8 ~ 16 時間) 焼却施設 ・廃プラスチック類 (3.2 t / 日・8 時間) ・木くず (8.8 t / 日・8 時間)

理由 株式会社湊プラント工業は、金沢市湊 1 丁目 22 番 4 で、特別管理産業廃棄物処分業と産業廃棄物処分業並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業を営んでいる。

現在の処理施設は、破碎機（平成 9 年 5 月 20 日設置）と焼却炉（平成 10 年 2 月 25 日石川県都市計画審議会での位置指定済。平成 11 年 4 月 26 日設置）である。

今回、廃プラ・木くず・紙くずの再資源化（RDF 化）を目的とした事業拡大に伴い、破碎機・圧縮機・減容固化機を設置し、廃棄物の再資源化を図るものである。

当施設は、都市計画区域内の工業専用地域に位置しており、設置にあたっては、隣接者の同意、公害等に関する対処、関係法令等による関係機関との調整を終了している。

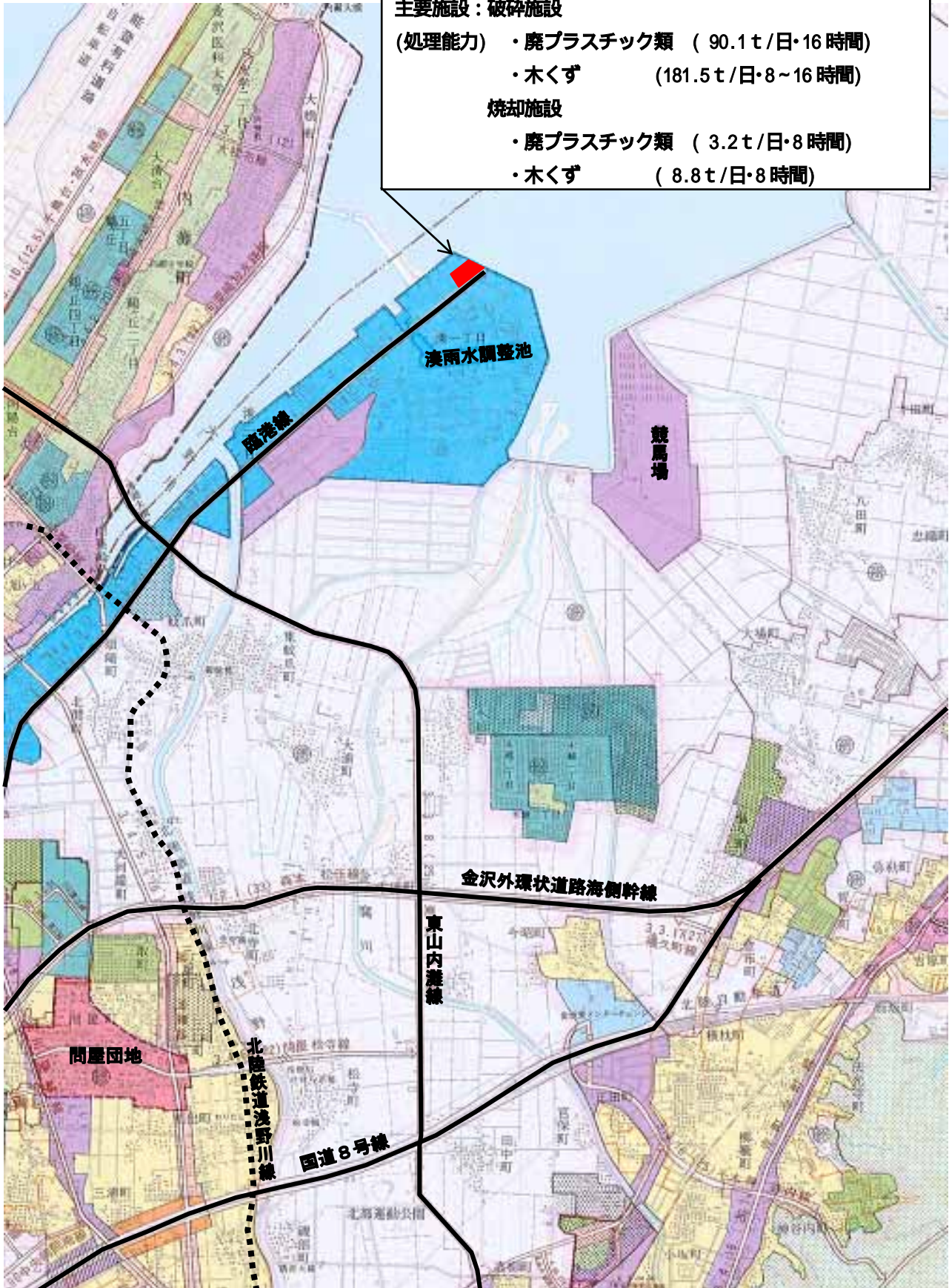
以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による敷地の位置について、石川県都市計画審議会に諮るものです。

) RDF【refuse-derived fuel】

= 可燃ごみを利用した固形燃料。ごみを粉碎し、腐敗防止のために石灰などを混ぜて圧縮加工したもの。固形化燃料。

【位置図】

名称：株式会社濃プラント工業濃1丁目処理工場
 位置：金沢市濃1丁目22番3,4,6,8,9号
 地積：11,030㎡
 主要施設：破碎施設
 (処理能力) ・廃プラスチック類 (90.1t/日・16時間)
 ・木くず (181.5t/日・8~16時間)
 焼却施設
 ・廃プラスチック類 (3.2t/日・8時間)
 ・木くず (8.8t/日・8時間)



【 計 画 図 】

